

## 決 定 要 旨

被 審 人（住所） 長崎県  
（氏名） A

上記被審人に対する令和5年度（判）第13号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）第185条の6の規定により審判長審判官日浅さやか、審判官城處琢也、同高津戸朱子から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

### 記

#### 1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金241万円
- (2) 課徴金の納付期限 令和6年2月6日

#### 2 事実及び理由

課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法第178条第1項第16号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

令和5年12月5日

金融庁長官 栗田 照久

(別紙)

1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第16号に該当

被審人は、B社において社員として勤務していた者であるが、C社の社員D及び役員Fらが、株式会社日本製鋼所（以下「日本製鋼所」という。）の子会社であり、各種鋳鍛鋼品等の製造及び販売を目的とする日本製鋼所M&E株式会社（以下「M&E社」という。）とC社との間で締結していた取引基本契約の履行に関し知り、その後、FからB社役員Gが職務上伝達を受けた、M&E社が製造及び販売していたタービン・発電機用ローターシャフト等の製品の一部で品質検査の数値の改ざんなどが判明した旨のM&E社の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす事実を、令和4年4月25日、その職務に関し知りながら、法定の除外事由がないのに、上記重要事実の公表がされた同年5月9日午後0時25分頃より前の同月6日、H証券株式会社を介し、東京都中央区日本橋兜町2番1号所在の株式会社東京証券取引所が開設する金融商品市場において、同市場（プライム市場）に上場されていた日本製鋼所株式合計2000株を、自己の計算において、売付価額合計733万5000円で売り付けたものである。

2 法令の適用

法第175条第1項第1号、第166条第3項後段、第1項第4号、第2項第8号、第176条第2項

3 課徴金の計算の基礎

上記1に掲げる事実につき

(1) 法第175条第1項第1号の規定により、当該有価証券の売付けについて、当該有価証券の売付けをした価格にその数量を乗じて得た額から業務等に関する重要事実の公表がされた後2週間における最も低い価格（2,462円）に当該有価証券の売付けの数量を乗じて得た額を控除した額。

$$\begin{aligned} & (3,665円 \times 1,000株 + 3,670円 \times 1,000株) \\ & - (2,462円 \times 2,000株) \\ & = 2,411,000円 \end{aligned}$$

(2) 法第176条第2項の規定により、上記(1)で計算した額の1万円未満の端数を切り捨てて、2,410,000円となる。